

## 埼玉県県土整備部情報共有システム試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、埼玉県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

### (用語の定義)

第2条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

#### (1) 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

#### (2) 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

#### (3) 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員，担当監督員）を主に指す。なお、検査員や発注課所の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

#### (4) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、埼玉県土木工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事記録及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事記録等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した工事記録等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事記録等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各工事記録に記録されている必要がある。

### (情報共有システムの対象工事)

第3条 対象とする工事は、原則、当初設計金額60,000千円以上の工事または受注者が希望する工事とする。ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。なお、別紙記載例を参考に特記仕様書に情報共有システム活用の対象工事について明示する。

### (対象とする工事帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙 情報共有システム試行対象書類一覧表を参考に受発注者協議により決定するものとする。

### (対象とする工事帳票の決裁)

第5条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

(遠隔臨場)

第6条 ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行う遠隔臨場の対象工事は、発注者が指定する工事または受注者が希望する工事とし、情報共有システムを活用して遠隔臨場を行うものとする。ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、受発注者間の協議のうえ遠隔臨場を不要と判断した場合は、この限りではない。  
なお、遠隔臨場の実施にあたっては『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従うものとする。

(検査)

第7条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、別紙 情報共有システム試行対象書類一覧表を参考に受発注者協議により決定するものとする。

(検査後の工事帳票等の納品)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(情報共有システムの選定)

第9条 本試行において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- 一 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.2)」を満たすもの  
(国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件 (Rev5.2) 対応状況一覧表」参照)
  - 二 第4条で定めた工事帳票について、埼玉県建設工事標準請負契約約款や埼玉県土木工事共通仕様書、埼玉県土木工事監督要綱等に基づく様式に対応可能なもの  
(対象様式は、別紙「情報共有システム試行対象書類一覧表」参照)
  - 三 L a n d XML、I F C、S F C形式を表示する機能を有するもの (変換表示可)
  - 四 遠隔臨場を行う機能を有するもの
  - 五 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの
  - 六 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの
- 2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

(その他)

第11条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に公告する工事から適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

【すべての工事】

第〇〇条 情報共有システムの活用について

原則、当初設計金額60,000千円以上の工事または受注者が希望する工事については、情報共有システムを活用するものとする。

ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

実施にあたっては、『埼玉県県土整備部情報共有システム試行要領』に基づくものとするので予め県のホームページを参照すること。

URL :

([https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/koji\\_jyoho\\_kyoyusystem.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/koji_jyoho_kyoyusystem.html))

(参考) 公告文の記載例

【設計金額60,000千円以上の工事】

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 (7) その他	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。

(参考) 公告文の記載例

【遠隔臨場：発注者指定工事】

記載欄	記載内容
1 入札対象工事 (7) その他	本工事は、建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用する工事である。